

今般滝澤製鉄所待遇改善ニ関スル争議ハ日暮田警察署分働係ノ請停ニヨリ左記條件ヲ解決ス  
 爾後日覺書ヲ作成各一頓究所持スルモノナリ

- 一、賃銀一割値上スルコト
- 二、始業 値上時期ヲ見テ工場主ニ依テ實行スルコト
- 三、衛生設備ハ除々ニ完備スルコト
- 四、工場ノ都合ニ依ル休業ハ三日以上連続ノ場合ハ日給入割ヲ支給ス
- 五、年一回ノ昇給ハ時間ヲ見テ考慮スルコト

荒川區日暮田所八ノ一四二番地

工場主 滝澤 長 [印]

従業員代表者

- 中根 玄 仁
- 手島 美代 治
- 大島 義 一
- 金鐘 一 林
- 関原 清 吉
- 内馬 信 吾
- 鄭 景 周
- 李 起 錫

常務

調査部長

事務主任 七九二號

昭和十二年四月十六日

警視總監 横山 助成

内務大臣 河原田 稼吉 殿  
 社会局 長 官 殿

株式会社吾娣製鋼所労働争議ニ關スル件  
 (發生—解決)

要旨

一、製鋼部従業員ハ四月五日日給二割増其他、要求書ヲ提出シ回答遅延セリトシ  
 廿六日勞資會見後従業員ノ要求書撤回ニ依リ勞資妥協圓滿解決セリ

標記工場ニ在リテハ従業員ノ待遇改善要求ニ發端シ労働争議發生並ニ解決セルガ其状況左記ノ

